

仕 様 書

1 件名
令和5年度環境配慮型旅行推進事業に関する情報発信業務委託

2 契約期間
令和5年11月20日から令和6年10月31日まで

3 履行場所
公益財団法人東京観光財団が指定する場所

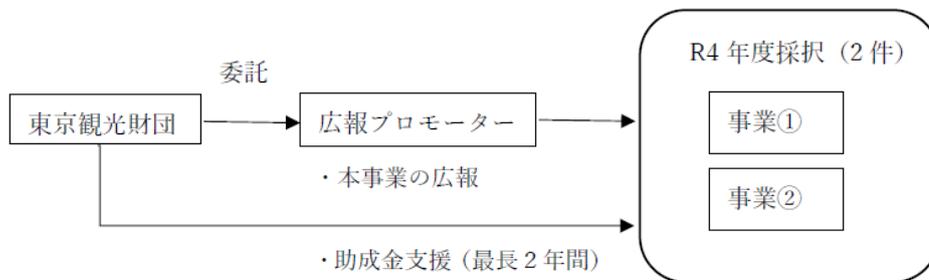
4 目的
東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、多摩・島しょ地域において、観光が環境に与える負荷の最小化を図るため、環境配慮型旅行に係る新たな取組を、経費助成等を行うことにより支援し、持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）の推進に取り組んでいる。

本事業では、令和4年度環境配慮型旅行推進事業にて採択した島しょ地域（小笠原村）の環境配慮型旅行に係る新たな事業2件に関して、Web媒体を用いて事業内容及びその成果を発信し、都内における環境配慮型旅行の先進的な取組を発信することで、国内外に都の取組姿勢をPRするとともに、訪都旅行を推進することを目的とする。また記事の中では、小笠原村が制定した「小笠原村観光振興ビジョン～Ogasawara SMILE Tourism～」(以下、「振興ビジョン」という。)について言及し、小笠原村の持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）に関する取組を紹介するものとする。

5 委託内容

(1) 実施内容

受託者は、広報プロモーターとして、環境配慮型旅行に係る各取組のメディア発信等を行う。本事業内での広報プロモーターの役割イメージは、下図のとおりである。



広報プロモーターの業務の概要は次のとおりである。

1 Web媒体等を活用した本事業の広報
(1) 令和4年度環境配慮型旅行推進事業助成金において採択となった2件の事業内容を中心として、(6)発信内容のとおり、効果的に発信すること。具体的な2件の事業内容は(7)のとおり。
(2) Web媒体等を活用して、事業1件につき日本語と英語で各1回以上広報を実施すること。
2 その他
(1) 進捗管理
(2) 効果測定
(3) 業務委託報告書

(2) 全体運営

- ア 受託者は受託決定後速やかに、責任者及び各担当者の役割分担・全体の制作スケジュールを明確にした詳細スケジュールを提出すること。また、スケジュールについては、TCVBや採択事業者（2者）の意向も踏まえて適宜調整すること
- イ 制作過程において、業務の進捗状況を綿密にTCVBへ報告するほか、月1回程度の定例打合せを実施すること。実施に当たっては、TCVBの承認を経て決定すること。
- ウ 写真・動画の利用に際して被写体及び写り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に許諾を得ること。権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。写真の撮影を含めた取材費用も本件の委託料に含むものとする。

(3) 実施期間

- ア (7)アの事業に関しては令和6年3月までに日本語及び英語で広報を行うこと。
- イ (7)イの事業に関しては令和6年9月までに日本語及び英語で広報を行うこと。

(4) 掲載言語・ターゲット層

- ア (3)に基づき、日本語及び英語で原稿を作成すること。英語原稿は海外の読者が理解しやすい構成や内容、書き方にすること。また、英語原稿のボリュームについては、必ずしも日本語原稿と同様でなくてもよい。最終的な原稿内容及びボリュームはTCVBと協議のうえ決定すること。
- イ (4)3で作成した原稿は、国内外それぞれを対象に発信すること。なお、国外への発信については、持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）のプロモーションが最も有効である国外の市場を1か所程度提案し、TCVBと協議の上、決定すること。
- ウ ターゲット層は、持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）に関心のある旅行者とする。

(5) 掲載媒体

- ア ターゲットに合致する日本語及び英語のWeb媒体をそれぞれ提案すること。複数の媒体を提案することも妨げない。
- イ Web媒体については、TCVBと協議の上、決定すること。

(6) 発信内容

- ア 環境配慮型旅行に係る新たな事業2件に関して、都内における先進的な取組として、Web媒体を活用して事業内容及びその成果を発信すること。なお、事業1件につきそれぞれ記事を作成すること。
- イ (6)アで作成する記事のなかで、小笠原村が制定した「振興ビジョン」について言及し、小笠原村の持続可能な観光(サステナブル・ツーリズム)に関して、(6)アの事業と関連する取組を紹介すること。また、記事の内容については、小笠原村役場や振興ビジョンの関係者の意向も踏まえること。
- ウ 事業は、TCVBと協議の上、実施すること。また、記事の内容については採択事業者(2者)および小笠原村役場や振興ビジョンの関係者の意向も踏まえること。

(7) 2件の事業内容

- ア バイオトイレの設置やエコツアー商品の造成、Web・SNSを活用した情報発信等により、北港周辺の自然環境保全と観光の両立を目指した環境整備の取組。
- イ ミナミハンドウイルカの個体識別体験プログラムの造成やミナミハンドウイルカの個体識別展示及び体験設備の整備、「責任ある観光」促進のための小笠原ルールブックPR動画の作成等による野生生物の保全を目的とした取組。

(8) 留意事項

- ア 英語原稿はネイティブライターあるいはそれに準ずる英語レベルをもつ人材が作成することが望ましい。
- イ ライターは、ライティングの技術及び観光情報又は類似するテーマのライティング経験を有することが望ましい。
- ウ 編集は、英語媒体の編集能力を有し、観光情報又は類似するテーマのWEBサイトの編集経験があることが望ましい。
- エ 校正にあたっては以下の条件をふまえて行うこと。
 - ・綿密に原稿を校正すること。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
 - ・掲載情報に電話番号やURLが含まれる場合、実際に電話するあるいはリンク先に接続するなど確認を行うこと。
 - ・TCVB及び事業者ならびに小笠原村役場等による校正を複数回行い、修正等を反映させること。なお、事前に受託者自身による校正を行うこと。
 - ・校正回数及び確認期間を踏まえ、余裕を持ったスケジュールを立てること。最終的なスケジュールはTCVBと協議のうえ決定すること。
 - ・本事業の関係者が英語原稿の確認が円滑に行えるよう、適宜日本語訳を付与して校正を行うこと。

(9) 効果測定

- ア 効果的な事業展開となるよう、記事のKPIを設定すること。
- イ その他記事のPV数増加に向けた取組を企画し、TCVBと協議のうえ実施すること。
- ウ 一定の閲覧数を得るために、PV(閲覧数)保証を設定すること。
- エ 発信媒体における平均リーチ数等から算出したPV数等適切なKPIを設定の上、設定したKPIの達成状況を毎月報告すること。実施内容や報告時期については、事前にTCVBと協議すること。

オ 予期せぬ事情等により設定した KPI の達成が困難になった場合は、TCVB と協議の上、KPI を見直すこと。

6 成果物の納品

- (1) 受託者は、委託業務が完了したときは、次に定める成果物を委託完了届とともに提出すること。
- (2) 受託者は、成果物の作成に当たっては、第6(3)による他、体裁、配置、表示方法及び内容など、TCVB と十分に調整すること。
- (3) 成果物は以下のとおりとする。なお、電子データのフォーマットや媒体形式は、TCVB と相談の上、決定すること。

ア 業務委託報告書【印刷物5部(A4版)】

内容：本委託事業の実施結果をまとめ、今後の対応策や方向性を示す報告書とすること。

イ 業務委託報告書の電子データ【2部】

ウ その他、本事業で作成したものの一式の電子データ

なお、電子データについては、原則として「Microsoft Word 2019」、「Microsoft Excel 2019」又「Microsoft Power Point 2019」のいずれかによる。原稿及びイラストデータについてはPDFデータ及び編集可能なデータ形式(拡張子eps、ai等)とすること。データについては、全ファイルウイルスチェックの上、CD-R、DVD-R等に保存すること。また、上記には本事業受託にて得た全ての写真・映像等を含むものとする。ただし、肖像権・著作権、その他の権利を侵害するものは除く。

7 納入場所

TCVB の指定する場所

8 納品期限

TCVB の指定する日

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ文書によりTCVB と協議し、承認を得た事項については、この限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、第9によりTCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第9によりTCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標

準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

ア 本事業を通じて得た関係者等の氏名/メールアドレス など

イ 当 TCVB 職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレスなど

また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業の遂行にあたり第9「第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1.3 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等によるTCVB担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1.4 その他

(1) 受託者は、業務の詳細について、TCVBの担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。

(2) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちにTCVBに連絡すること。

(3) TCVB は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(4) 本仕様書に疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること。

(5) この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。

1.5 連絡先・提出先

公益財団法人 東京観光財団 地域振興部

〒162-0081 東京都新宿区山吹町3-4-6 番地6 日新ビル2階

電話 03-5579-2682（直通）

FAX 03-5579-8785